

公益財団法人日本セーリング連盟
ナショナルチームに関する規程

オリンピック特別委員会

1. 基本指針

ナショナルチームは、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の代表としてオリンピックにおけるメダル獲得を最終目標とし、国際競技力向上に努めなければならない。また、日本の代表としての誇りを持ち、礼儀を尊び、規律を遵守し、品位ある行動をとるとともに、国際親善に努めなければならない。

2. ナショナルチームの義務

- (1) 連盟会員であること。
- (2) オリンピック及び国際大会で優秀な成績を収めるべく、競技活動を継続すること。
- (3) ナショナルチーム（以下、「NT」という。）としてのチームワークを維持すること。
- (4) オリンピック特別委員会（以下、「オリ特委」という。）が指定する強化合宿、TSCチェック
*注1 ドーピング検査などへ参加すること。
- (5) NT認定期間中に開催される当該世界選手権の参加資格を持つ選手は、NTとして参加すること。
- (6) 競技力向上委員会が指定する強化合宿、体力測定、健康診断、ドーピング検査などへ参加すること。
(ユース選手対象)
- (7) 個人経歴書（委員会指定のフォーム）*資料1を提出し、変更・追記事項が発生した場合は、すみやかに変更手続きをすること。
*提出期限：NT認定書受理後またはオリ特委が指定した日時までに提出
*前年度より継続してNTとして認定された選手は、変更部分のみの提出でよい。
- (8) 年間活動計画書（委員会指定のフォーム）*資料2を提出すること。
*提出期限：NT認定書受理後またはオリ特委が指定した日時までに提出
*活動計画書に変更が生じた場合速やかに再提出すること。
- (9) その他連盟から問合せがあった場合速やかに回答すること。
注1) ロンドン五輪に向け、オリンピック大会および国際競技力の向上に取り組むナショナルチームのメディカル、フィットネス、スキル、メンタル、栄養の5つのカテゴリーにおいて、国立スポーツ科学センター（JISS）での「トータルスポーツクリニック」測定、検査および研修会を行い、競技者の心身の状態や資質を評価し、より競技力向上に役立てるデータ蓄積、アドバイスを提供することを目的とする。
- (10) 該当年度のナショナルチームの認定期間は、該当年度NT選考レース終了日から次年度NT選考レース前日までの期間とする。

3. オリ特委への提出物

NTの認定を受けた選手は、本NT規程を熟読した後に、別に定められた誓約書を速やかに提出しなければならない。疑義があった場合は、速やかにオリ特委宛てに確認を取ることとする。
誓約書受理後に、NT認定書を連盟より発行する。

<遠征出発前>

- (1) 海外遠征を予定している者は、下記項目を出発1ヶ月前までにオリ特委に提出すること。
海外遠征計画書（委員会指定のフォーム）*資料3
パスポートのコピー（顔写真のページ）

<遠征帰国後>

- (1) 遠征報告書（委員会指定のフォーム）*資料4は、補助対象事業を受けた大会を対象に帰国後2週間以内に提出すること。

①各種目に該当するクラス協会関係者または各クラス別強化担当者

②オリンピック特別委員会関係者

E メールアドレス ; mam-olytoku@jsaf.or.jp

③連盟およびオリ特委から指示があった場合、決算報告書を提出（証憑添付）すること。

④補助対象事業を受けた国内強化合宿でも、連盟およびオリ特委から指示があった場合は、報告書を提出すること。

(2) 各クラス別強化担当者は、報告書受理後、速やかに選手へのアドバイス、フォロー等を行わなければならない。

*注資料1～4および後述の派遣依頼書はオリ特委 H/P からダウンロード出来る

4. 海外レースのエントリー業務

(1) オリンピック、プレオリンピック大会、アジア大会、プレアジア大会、ワールドユース、ユニバーシアード等の日本選手団を編成する大会は、連盟でエントリー業務を行う。エントリー料の負担についてはその都度決定する。

(2) オリンピックレガッタ（フランス・イエール）等の各国連盟を経由してエントリーしなければならない大会については連盟でエントリー業務は行うが、エントリー料は参加者が負担する。

(3) クラス別世界選手権大会およびクラス協会を経由すべき大会については、当該クラス協会がエントリー業務を行い当該クラス協会もしくは個人がエントリー料を負担する。

(4) それ以外の国際大会については、各個人がエントリー業務を行い、エントリー料を負担する。

5. カルネの申請

(1) カルネ取得は、連盟で申請する以外に取得する手段がない者についてのみ、連盟で取得する。その場合の費用は依頼者が負担する。

(2) スポンサー協賛による海外輸送では、（東京/横浜/名古屋/大阪/福岡）からの搭載がある。その場合は、オリ特委の指示によって指定された港まで輸送することがある。またカルネ取得をオリ特委で一括に申請する場合、費用は各チームが負担する。

5. 海外/国内の派遣依頼

(1) 派遣依頼書は、選手・コーチから要請がある場合に派遣する大会を管轄しているオリ特委または当該クラス協会が発行する。

(2) オリ特委ホームページに掲載された申請書の提出により、依頼書を発行する。

尚、オリ特委は以下について依頼があった場合に対応する。

①日本選手団を編成する国際大会への派遣

②オリ特委が強化事業として実施する大会、強化合宿などへの派遣

③オリンピック強化事業および一環指導強化として有効と認められた国際大会への派遣

6. 連盟のサポート

(1) NTは、競技活動に関し連盟の支援を受けることができる。

(2) 航空券、艇輸送コンテナ、遠征先の車両貸与等は、その都度サポートの有無を決定するが、その他の宿泊、コーチボートのチャーターなどは原則各自手配とする。上記サポートは、「ナショナルチームにおけるランキング制度」に従って実施される。基本的に上記サポート内容の配分は、NT選手を選考する国内選考レース終了後、または次年度開始前までに発表する。上記サポート内容は、年度行事予定およびスポンサー等の事情で変更されることがある。

(3) オリ特事業および競技力向上委員会事業の補助対象事業の航空券手配は、連盟で一括手配を行う。

7. チームウェアの着用基準

(1) ナショナルチームウェアは、連盟オフィシャルサプライヤーから提供されたもので、下記の基準により着用を義務付ける。

- ①選手・コーチ・役員がチームとして行動する場合（出発/帰国時）
- ②開閉会式の参加、オフィシャルな式典（レセプション等）、公式記者会見、単独インタビューを受ける場合
- (2) 選手個人にスポンサーおよびサプライヤー企業が付いている場合は、それら企業から提供されたウェアを着用することについて、事前に申し出ること。
- (3) 支給された全ての物品は、他人へ譲渡してはならない。
- (4) NT資格を取り消された選手は、速やかに支給された物品をマネジメント委員会に返還しなければならない。

8. 海外遠征での日本チームカーの使用基準

- (1) 海外遠征先で使用される日本チームカーは、協賛企業の協力によりサポートされることから、使用する選手は、遠征先の交通規則を厳守し安全に運行すること。
- (2) 借用前に車種の機能を確認し、返却時は車内、車外を清掃し、借用時と同じ状態で返却すること。
- (3) 返却時は、燃料を満タンにして返却すること。
- (4) 使用期間中の事故、盗難、破損等は、危機管理マニュアルに準ずる。
- (5) サポートを受けるチームカーに限りがある場合は、遠征するチーム間の調整、協調で使用しなければならない。使用に関しての優先順位については「ナショナルチームにおけるランキング制度」によって判断される。

9. 特別規定

- (1) NTの資格は、チーム単位で承認されるものとする。
乗員二人乗り以上の種目でのNT認定は、上記チーム単位の認定であり、原則乗員の変更は認めない。但し、下記事由によるクルー（認定を受けたチームのヘルムスマン以外の乗員を、クルーと定義付ける。）の変更については、当該チームからの申請書の提出および下記手続きによりオリ特委がやむを得ない理由、かつ変更前チームより実力が下回らないと判断した場合に限り、変更を認める場合がある。
 - ①クルーの身体的障害による変更
 - ・変更申請書、合わせて医師の診断書を提出
 - ・連盟指定の医師による診断
 - ・オリ特によるスキッパー・クルーへのヒアリング
 - ②スキッパーとクルーの間の心身的障害等による変更
 - ・変更申請書の提出（事情によっては医師の診断書の提出）
 - ・診断書の提出を求めた場合は、連盟指定の医師による診断
 - ・オリ特委によるスキッパー・クルーへのヒアリングなお、②についてはNT認定後、そのチームとしての活動実績がある事を前提とする。上記事由によりクルー変更を認めた場合、オリ特委として条件を付与（ランキングの降格等）する場合がある。
 - ③NT選考レース（オリンピック代表選考レース）においては、認定された乗員について本規定は適用しない。
 - ④その他
 - ・変更申請書は、様式自由とする。
 - ・申請書には、明確な変更の理由およびスキッパー氏名、変更前のクルー氏名が実筆で署名されていること。
 - ⑤本規定に違反した場合またはNTとして不適切な行動があった場合は、指定期間中であってもその資格を取り消される場合がある。この場合、抗弁の機会を与えるとともに当該クラス協会の意見を聴取し参考とする。
 - ⑥キールボート種目（スター級・女子エリオット級）における特例
 - ・世界選手権以外の国内外補助事業に参加する際にスポットクルー（認定を受けたクルー以外）

- との参加を認める。ただしスキッパーの変更は認めない。
- ・上記の特例の補助対象者は、当該年度のNT登録メンバーのみとする。(車両は除く。)

- (2) 下記事項に違反した選手およびチームは、NT資格を取り消される場合がある。
- ①「ナショナルチームの義務」で指定するTSCチェック、NT期間中に開催される世界選手権およびドーピング検査等に参加しなかった選手およびチーム
 - ②NT認定後、怪我や病気でNTの活動が出来ないと判断した選手およびチーム
 - ③他人に迷惑を掛ける言動または国内外の法律に違反し、著しく競技団体、他人に迷惑を掛けた選手およびチーム
 - ④上記③は、NT選手以外の当該クラス協会強化コーチ(プライベートコーチも含む。)およびオリ特委にも適用し、NT活動および委員会から除名される。
- (3) NT選手は、ナショナルチームの義務5を遂行しなければならないが、自らの理由以外で参加できない状況が発生した場合、その年に開催される世界選手権に参加しなくても、特例としてNTの資格を継続することができる。

10. 海外遠征での危機管理

目的

本危機管理マニュアルは、オリ特委が作成する、海外遠征時の事故、災害、死傷、テロ、諸問題に遭遇した場合の危機管理である。選手/コーチ/強化事業に関係する全ての者は、自己責任において国内強化事業および海外派遣事業を行うこととする。その時の状況によって、冷静沈着に判断、行動することで安全に海外遠征を実施できることを基本とする。

基本原則

- (1) 日本選手団として、恥ずかしくない行動、言動を心掛けること。
 - 目立たない；目立った行動をとらず、スポーツ選手に相応しい服装および高価な装飾品を身に付けない。
 - 行動を予知されない；日常行動のパターン化を避け、行動スケジュールを必要以上に他人に知られない。
 - 用心を怠らない；海外に居るという自覚のもとに、緊張感を持って常に周囲を注意し、事件の兆候に敏感になること。
 - 犯罪にあっても抵抗しない；不測の事態に遭遇した場合、生命の安全を第一に考え、絶対に抵抗しない。
- (2) 遠征先、渡航先の十分な知識を持つ；遠征先、渡航先の治安状況など、その国・都市の安全に関する予備知識を習得しておく。

留意事項

■空港出迎え詐欺・置き引きに注意

- スーツケース・カバンに名前の分かるタグを付けない。
- 初対面の現地アテンドが出迎えにくる場合は、事前に名前・年齢・特徴などの確認を行う。または、出迎えの人のIDを確認すること。現地では相手に先に名乗らせる。
- チェックインカウンター・待合ロビー・手荷物引取所では、手荷物(貴重品)を身体から離さない。

■タクシー利用について

- 白タクや客引きするタクシーは絶対利用しない。
- 正規の乗り場から正規のタクシーを利用する。

■ホテル（宿泊場所）

チェックイン・チェックアウトの際、貴重品入りバッグなどはカウンターの上に置くか、足でしっかりと保持する。

部屋にいる時は、防犯チェーンを掛けておくこと。

ノックされても不用意にドアを開けない。応答は防犯チェーンを掛けたまま話す。絶対見知らぬ者を部屋に入れない。また、ホテル従業員の制服を信用しない。

不審な電話がかかって来たら、自分を先に名乗らない。（情報を与えない）必ずフロントに電話して確かめる。

不審な小包や手紙は受け取らない。

夜間には、エレベーターに不審な者と同乗しない。

■遠征先（民泊／アコモデーション）

ヨットハーバーへ移動の際は、貴重品を持ち歩かず、宿泊先に預けるかチームリーダーに預ける。またはトランク（施錠が掛かるタイプ）等に保管する。

- ・ 宿泊先の住所、連絡先をメモし、常時携帯する。

■街中

貴重品は持ち歩かない。現金は分散して所持する。

人前で現金や貴重品は見せない。

親しげに話しかけてくる者を信用しない。また、飲み物・チョコレート・ガム等を勧められても食べない。（睡眠薬強盗）

ケチャップ・アイスクリームなど掛けられても、その場で上着を脱がない。

夜間や早朝の外出は極力避ける。また、人通りの少ない場所を一人歩きしない。

歩行中は時々自分の周囲を確認し、カバン等は車道と反対側にしっかり持つこと。

クレジットカードは目の前でサイン、額の頭に通貨表示をして、必ず控えを受け取ること。

見知らぬ人から絶対ものを預からない。（麻薬の運び屋にならないため）

■感染症予防について

緊急時であっても血液・体液等には極力触れないこと。

心肺蘇生法の場合においても心臓マッサージを行う。

傷口に他者の血液・体液等が付着した場合、すぐに洗浄し医師の診断を受ける。

感染病が発生している都市では、外出時にはマスク等で予防し人ごみを避ける。

手洗い、うがいを励行する。

不要不急の外出は避ける。

適度な食事、休息をとり体調を維持する。

■体調管理について

適度な食事、休息をとり体調を維持する。

水道水の生水を飲まない。（ミネラルウォーターで対応）

切り傷、すり傷、打ち身、捻挫および打撲等は、日本から持参する薬品で消毒、応急処理を行う。

風邪、下痢の症状が発生した場合、早めの処置とリーダーに症状を報告する。

遠征先で病院および処方染による投薬があった場合は、領収書を受け取ること、帰国後の旅行保険が適用される。

■テロ対策について

米国・英国系のホテルはできる限り利用しないことが望ましい。

テロの標的となる可能性がある施設等（各都市のシンボリックな建物、米国・英国・イスラエル関連の施設、欧米人が大勢集まる場所）の危険な場所には近寄らない。

出発便・帰国便は、厳しいセキュリティー体制をとっている航空会社を利用し、米国・英国系の航空会社はできる限り避けることが望ましい。

爆発音を聞いたら、まずその場に伏せる。（乗り物の中でも）

爆弾テロが発生した場合、第二の爆発が起きる可能性があるため、爆発現場から遠ざかること。

■交通事故について

レンタカーおよび日本チームカーでの移動中の交通事故発生の場合は、最寄りの警察官の指示に従うこと。

軽微な事故でも、当事者同士の解決、金銭の授受を行ってはならない。

レンタカー会社および日本チームカー（現地担当者）へ連絡し、対応の指示を受ける。

国際免許の携帯および登録された該当者の運転が基本であり、該当者以外の運転は絶対してはならない。

（保険処理の簡素化）

事故による人身事故は、相手方連絡先を控える。

日本チームメンバーの人身事故が発生した場合は、救急車の手配を行い搬送された病院、怪我の状況をチームリーダーに連絡する。

遠征中の移動では、ヨット/サポートボート等を牽引していることから、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しおよび無謀な運転を控える。

■海難事故について（セーリング大会会場で発生した事故）

セーリング会場で事故が発生した場合は、大会オフィスへ連絡し、大会関係者、最寄りの警察官、コースガードの指示に従うこと。

コーチは、遠征国によってライセンス（海技免許）が必要な場合があるので、出発前に確認すること。

■盗難、窃盗について

大会前後にサポートボート、船外機、セーリング備品等の盗難が多く発生しているので注意すること。

トレーラーに搭載した状態で夜間に保管する場合は、トレーラーと固定物に施錠またはチェーン等で連結することで、トレーラーごとの盗難が避けられる。

サポートボート、トレーラーには、保険を掛けることが望ましい。

■不測の事態への対応について

<陸上で強盗や盗難にあった場合> 「命を第一優先に考えること」

騒ぎたてない。反撃しない。（抵抗しない）相手の目を凝視しない。相手の要求に従う。行動はゆっくり。

遠征先の現地アテンダーまたはチームリーダーに連絡、報告する。

現地の警察に被害届けを出して、被害届けの受理書（ポリスレポート）の原本を受け取る。（パスポートなどの再発行や保険請求などの際に必要）

路上強盗や睡眠薬強盗に遭った場合、軽い症状であっても後遺症がでる可能性もあるので、病院で診察を受ける。

海外遠征中の滞り場所は明確にし、いつでも連絡が取れる様に携帯電話を携帯することが望ましい。

海外遠征中は、連盟事務局・現地連絡先と定期的に連絡を取り合い、また連盟事務局からの指示を受けられる体制をとる。

海外遠征中は、現地大使館、現地事務所、又は海外駐在員の連絡先を把握し、緊急事態が発生した時は速やかに連絡をとる。

<自然災害にあった場合>

地震、つなみ、集中豪雨等の自然災害に遭遇した場合は、状況判断を行い、自らの意思で行動することが優先される。

もし遭遇した場合は、廻りの人の行動を把握し、単独行動をせず同じ避難方法を選択する。

大災害の場合は、訪問国の日本大使館および領事館担当官の指示に従うこと。

<その他>

クレジットカードの暗証番号（4桁）は、海外で使用する場合に必要になるので、出発前に確認しメモに転記すること。

遠征先、訪問国の情報を事前に入手する場合は、J S A F指定の下記旅行代理店に問い合わせること。

GLORIA TOURIST INC.

株式会社 グロリアツーリスト

担当者：笹久保 富士男 MR.SASAKUBO,FUJIO
TEL:03-5641-1201 FAX:03-5641-1222
E-mail:sasakubo@gloria-tourist.co.jp
URL:<http://www.gloria-tourist.co.jp>

<再発給（発行）手続きについて >

■旅券（パスポート）

遠征中に、旅券の盗難・紛失事故に遭った場合には、直ちに管轄の日本大使館（領事館）に届け出し、再発給申請を行なう。

【必要書類】

現地の警察発行の盗難、紛失証明書

現地の日本大使館などに常備されている一般旅券再発給申請書 2通

写真（縦4.5cm×横3.5cm） 2枚

紛失旅券番号、発行年月日、交付地（旅券コピーがあると良い）

手数料

旅券の再発給には約2週間かかる。

旅券の紛失・盗難に遭った国から直接帰国する場合、「帰国のための渡航書」を取得すれば、旅券の再発行申請をするより早く帰国できる。

旅券の再発行申請を行うか、それとも「帰国のための渡航書」の申請を行うかについては、在外公館の指示を仰ぐこと。

■クレジットカード

不正使用を防止するために、速やかにクレジットカード会社に連絡すること。

クレジットカードの失効手続き・再発行手続きについて「オーバーシーズ・アシスト・センター」（24時間日本語対応：国・地域別の電話番号は加入時のご利用の手引きを参照）、または最寄りのトラベル・サービス・オフィスまで連絡すること。

■航空券

発券元（最初の航空券を発行した）航空会社、または搭乗予定航空会社の支店で再発行の手続きを行うこと。

【必要書類】 現地の警察発行の盗難、紛失証明書

Eチケット（Electronic Ticket）の旅程確認書は、空港チェックインカウンターにて再発行が可能である。

■トラベラーズ・チェック

不正使用を防止するために、速やかにトラベラーズ・チェック発行会社に連絡すること。

■国内への緊急連絡先

オリ特委メールアドレス ; mam-olytoku@jsaf.or.jp

連盟メールアドレス ; jimukyoku@jsaf.or.jp

連盟連絡先 ; TEL 03-3481-2357 FAX 03-3481-0414

*緊急連絡が日本の深夜になる場合（時差の関係）

オリンピック特別委員会委員長 西岡 一正 (携帯080-3414-5699)

〃 マネジメント小委員会委員長 山田 敏雄 (携帯909-1549-5401)

ジュニア・ユース育成強化委員会委員長 佐々木 共之 (携帯090-4009-8890)

1. 2005年 4月制定
2. 2006年 2月改訂
3. 2007年 1月改訂
4. 2009年 3月改訂
5. 2012年12月改訂